

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	新宮町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://town.shingu.fukuoka.jp">http://town.shingu.fukuoka.jp</a>

執行機関名 新宮町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	小学校若しくは中学校の特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		新宮町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年新宮町条例第39号)別表第3 第3項 小学校若しくは中学校の特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)第一条	新宮町特別支援教育就学奨励費交付規則(平成28年新宮町教育委員会規則第8号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>教育の機会均等</u> の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が <u>特別支援学校に就学する児童又は生徒</u> について行う必要な援助を規定し、もって特別支援学校における <u>教育の普及奨励</u> を図ることを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第81条の規定に基づき設置される特別支援学級について、その就学の特殊事情に鑑み、 <u>特別支援学級に就学する児童又は生徒</u> の家庭における経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ、就学に必要な経費の一部を支給することにより、 <u>特別支援学級の普及奨励</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		新宮町特別支援教育就学奨励費交付規則(平成28年新宮町教育委員会規則第8号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	新宮町特別支援教育就学奨励費交付規則第4条
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第5条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	特別支援教育就学奨励費交付の申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 1 号	新宮町特別支援教育就学奨励費交付規則第4条(2)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者(次号において「保護者等」という。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者の属する世帯に係る地方税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号	新宮町特別支援教育就学奨励費交付規則第4条(2)
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者の属する世帯に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		